

シンポジウム
サステイナブルな財政と消費税

佐藤主光(もとひろ)

一橋大学経済学研究科、国際・公共政策大学院

医療政策・経済研究センター

消費税を巡る誤解

- 「原因」と「結果」の混同

□ 誤解＝消費税増税は景気後退の「原因」・・・

□ 実際＝消費税増税は社会保障費の増加・財政悪化の「結果」

- 問われるのは高齢化社会においてどのように社会保障等の財源を確保する、社会保障給付費を抑えるか？

| | 原因 | 結果 |
|----|-------------|-------|
| 通念 | 消費税増税 | 景気後退 |
| 実際 | 社会保障費増・財政悪化 | 消費税増税 |

消費税率引上げによる影響と対応

今回の消費税率引上げによる経済への影響は、幼児教育無償化等の措置により**2兆円程度**に抑えられる。これに対し、新たな対策として**2.3兆円程度**を措置。経済への影響を十二分に乗り越える対策とする。

| 消費税率の引上げの影響 | 負担増 | 負担軽減 |
|--|---------|---------|
| 消費税率の引上げによる負担増が国・地方で+5.7兆円程度(1%当たり287兆円程度) | 5.7兆円程度 | - |
| 軽減税率制度の実施 | - | 1.1兆円程度 |
| 昨年度実施したたばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保 | 0.6兆円程度 | - |

5.2兆円程度
の負担増

| 幼児教育の無償化、社会保障の充実による支援 | 受益増 |
|--------------------------------|---------|
| 幼児教育無償化の10月1日実施、年金生活者支援給付金の支給等 | 2.8兆円程度 |
| 消費税負担増に対する診療報酬等による補てん等 | 0.4兆円程度 |

3.2兆円程度
の受益増

経済への影響を
2兆円程度に抑制

| 消費税率引上げに対応した新たな対策 | 予算規模等 |
|---|-----------------|
| 臨時・特別の予算措置 ポイント還元、プレミアム付商品券、すまい給付金、次世代住宅ポイント制度、 防災・減災、国土強靱化 等 | 2兆円程度 (国費) |
| 税制上の支援 住宅ローン減税の拡充、自動車の取得時及び保有時の税負担の軽減 | 0.3兆円程度 (減税) |

2.3兆円
程度の措置

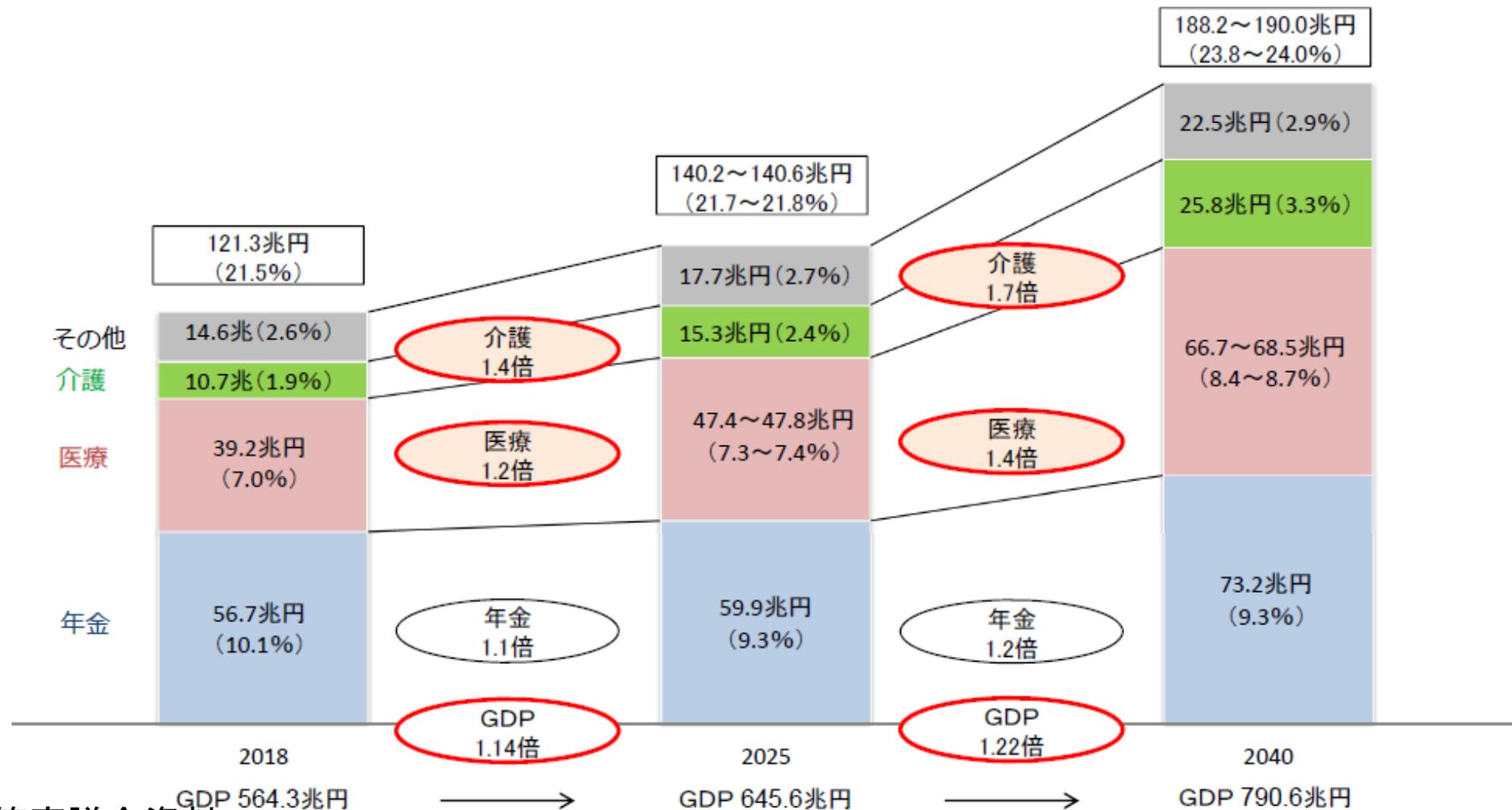
2.3兆円程度
の措置
経済への影響を十二
分に乗り越える対策

(注) 計数精査中

9

将来の社会保障給付の見通し

- 75歳以上になると他の世代に比べ、1人当たり医療費や要支援・要介護認定率は大幅に上昇。2025年、2040年にかけて、医療・介護費用は大きく増加していくことになる。この期間、20～64歳の現役世代が大幅に減少することにも留意が必要。



社会保障費の構造

- 社会保障給付費は公費(=税金)と保険料が混在

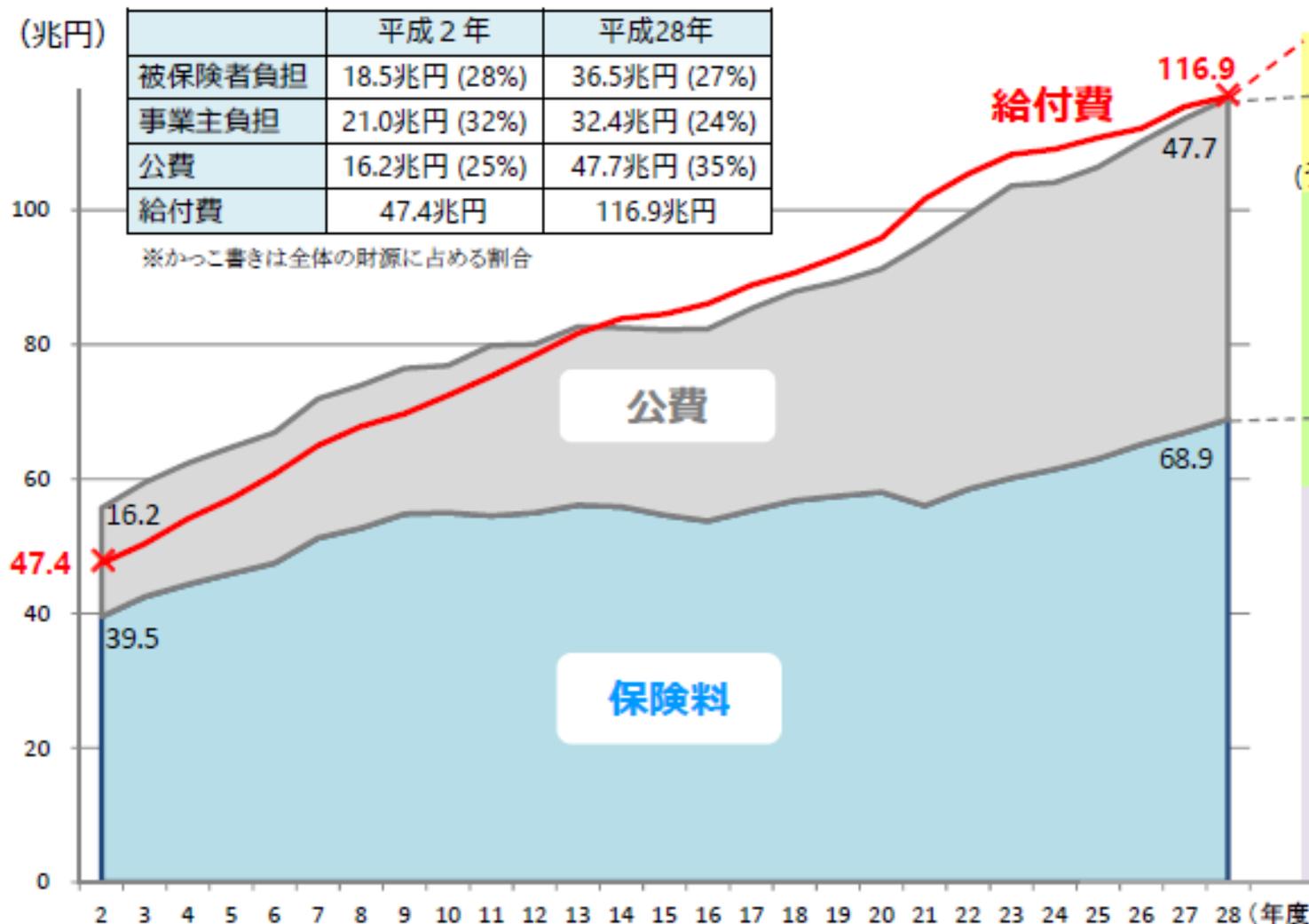
⇒

- どのように給付費を賄うのか？

- 税金 = 消費税か社会保険料か？

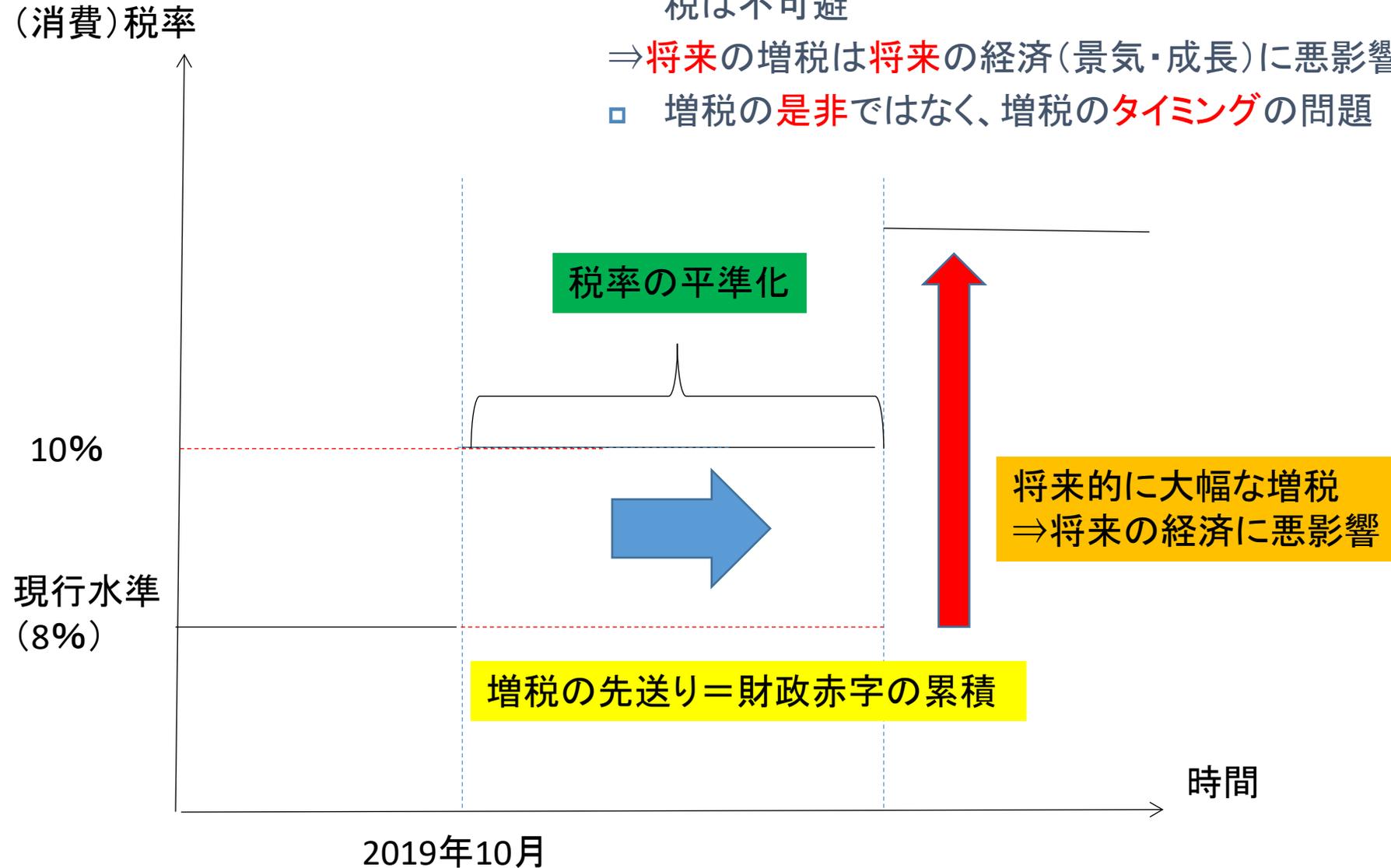
⇒

- どちらがより公平で効率(中立)的か？



増税の先送りの「機会コスト」

- ◆ 現在の増税を避けて財政赤字が続けば、将来の増税は不可避
 - ⇒ 将来の増税は将来の経済(景気・成長)に悪影響
- 増税の是非ではなく、増税のタイミングの問題



参考：何故財政再建が進まないのか？

次から次へと登場する奇策

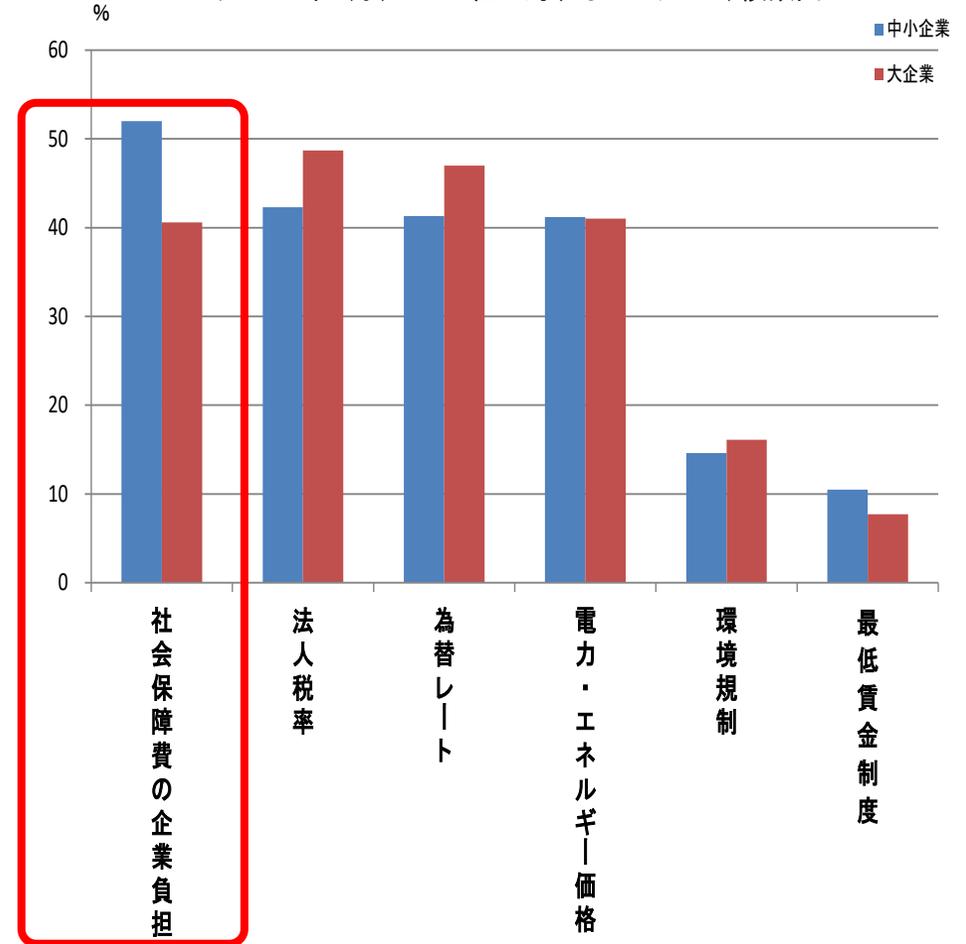
| | 主張 | 前提 |
|-------------|---|---|
| 現代貨幣理論(MMT) | 自国通貨建てで国債を発行する政府は財政赤字を拡大しても破綻しない。 | 慢性的な需要不足と納税目的の貨幣需要 ✓ デフレから脱却しないまま「大きな政府」を実現？ |
| ヘリコプターマネー | 中央銀行が公債を引き受け永久国債化(恒久的に保有)すれば民間に対する国の借金は解消 | 統合予算(連結)ベースでは債務の内訳がシフト(公債⇒貨幣)しただけ ✓ 通貨の信認は？ |
| 物価の財政理論 | 財政再建しないことで民間消費・投資が喚起されれば物価は上昇(=脱デフレ)＋財政再建 | 財政破綻(将来的に厳しい財政再建)しないことを家計・投資家が信認していることが前提 ✓ 財政再建しない国の財政への信認？ |

社会保険料の経済的帰結

出所: 経済産業省

| | | 社会保険料 | 法人税 | 消費税 |
|----------|----|--------------------|--------------------|-----------------------|
| 課税対象 | | 勤労世代の 正規雇用の賃金 | 黒字企業の利益 | 全ての世代の消費 |
| 雇用への影響 | | 雇用減少 非正規雇用の増大 | 企業が空洞化 →雇用減少 | 少ない |
| 企業の国際競争力 | 輸出 | 生産コスト増 →製品価格に転嫁 | 生産コスト増 →製品価格に転嫁 | 仕向地課税主義 →製品価格に転嫁せず |
| | 輸入 | 対象外 | 対象外 | 課税対象 |

企業アンケート: 経営に重要な影響を与えるもの
(2012年2月、3444社に対するアンケート、複数回)



(出所) 森川正之「東日本大震災の影響と経済成長政策: 企業アンケート調査から(2012年5月)」

消費税とは何か？

- 消費税とは消費に対する課税である⇒名前がそうだから……
- 欧州諸国での名称は「付加価値税」
- 消費税は消費者が負担(だから逆進的)
- 制度上、消費税は「中間生産者」からも取られている(生産・流通の各段階で課税)⇒みかけ(執行)は企業課税に近い
- ✓ 課税ベース=売上一仕入れ

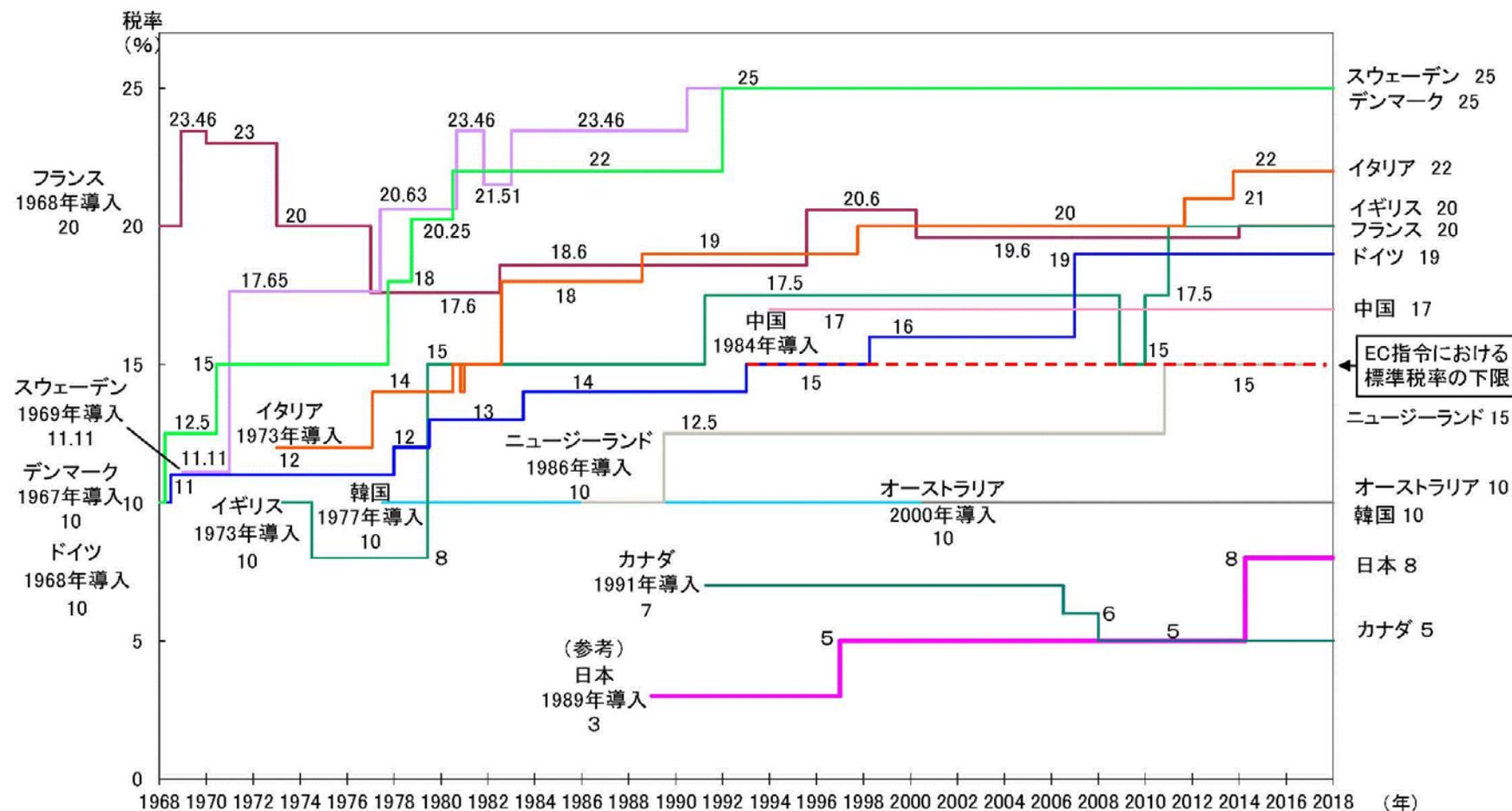


何故消費税か？

- ▶ 「消費税は、**高い財源調達力**を有し、**税収が**経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく**安定**していることに加え、**勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、経済活動に与える歪み**が小さいという特徴を持っている」社会保障・税一体改革大綱(2012年2月17日閣議決定)

| | |
|---------|---|
| 消費税の性格 | 経済的帰結 |
| 仕入れ税額控除 | 税負担が生産過程に堆積しない ⇒経済活動を(直接的に)損なわない |
| 仕向地主義課税 | 輸入品課税・輸出品ゼロ税率 ⇒税負担と国際競争力の遮断 ⇒国内の財政需要の充足と国際競争力の確保の分離 |

付加価値税率(標準税率)の国際比較



参考: EUにおいては、1992年のEC指令の改正により、1993年以降付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められている

出所: 財務省HP

軽減税率の導入へ

平成28年度税制改正大綱

□ 消費税の軽減税率制度の導入

- ・平成29年4月から軽減税率制度を導入。
- ・対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品（食品表示法に規定する食品）、②新聞の定期購読料（週2回以上発行される新聞）
- ・軽減税率は8%（国分：6.24%、地方分：1.76%）
- ・平成33年4月から適格請求書等保存方式を導入。それまでの間は簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。



軽減税率の課題

- ①財源問題
- ②経済的帰結＝非効率・不公平
- ③執行の適正化＝インボイス・線引き

| 軽減対象 | 減収額 |
|-------------------|--------|
| 精米 | 400億円 |
| 生鮮食品 | 3400億円 |
| +加工品 | 8200億円 |
| +菓子類・飲料（アルコールを除く） | 1兆円 |
| +外食 | 1兆3千億円 |

軽減税率を巡る通念と実際

| 通念 | 実際 |
|----------------|---|
| 軽減税率は低所得層に多く恩恵 | 食料品等軽減税率対象品目の購入金額は所得が高いほど大きい ✓ 中高所得層に多くの恩恵 |
| 軽減税率は分かり易い | 対象品目の選定＝線引きに曖昧さ・裁量 ✓ 生活必需品の定義は？ ✓ レストランとテイクアウトの区別は？ |
| 給付（税額控除）はばら撒き | 軽減税率による税負担の軽減＝税を取らないこともばら撒き ✓ 給付＝減税⇒経済効果は同じ |

軽減税率

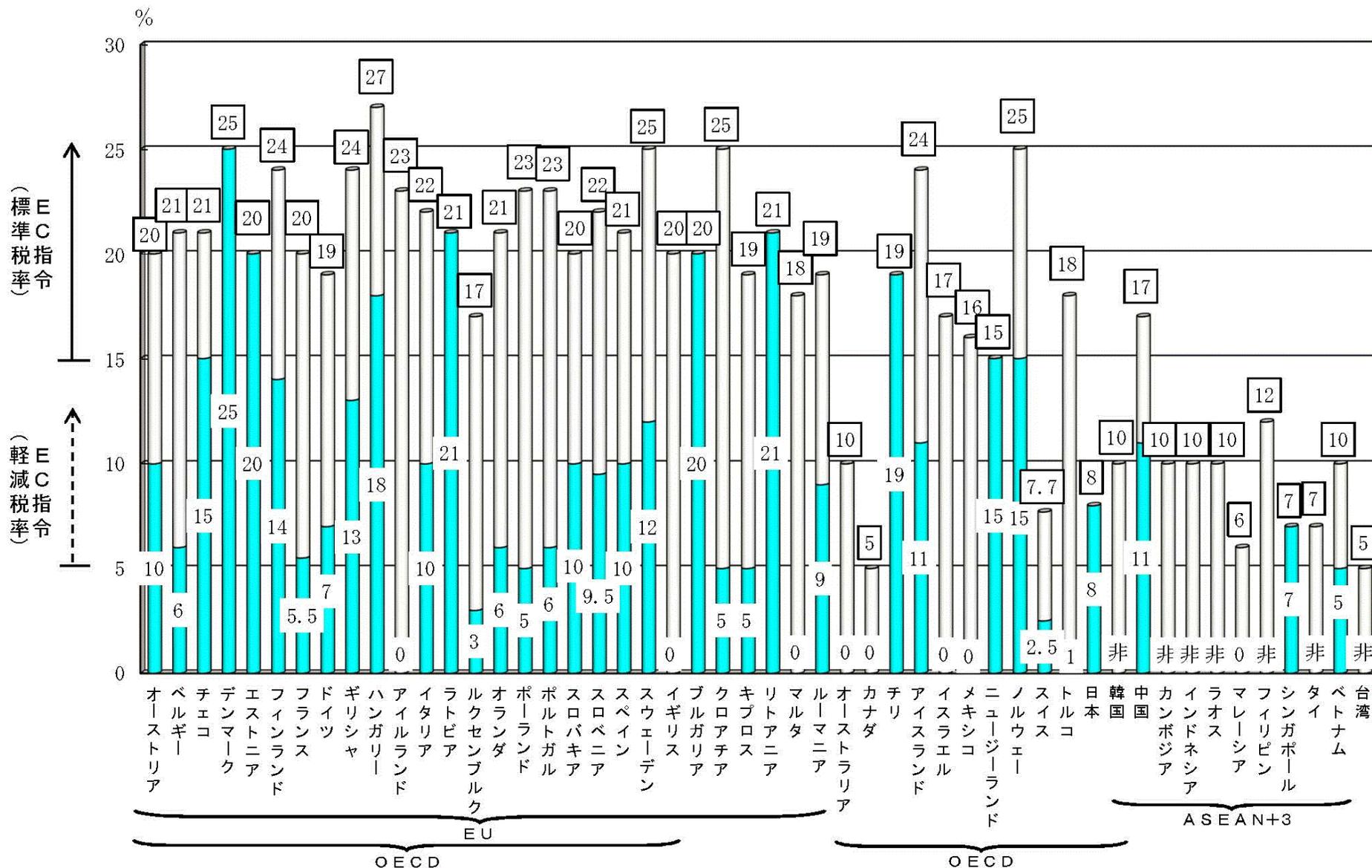
- 欧州諸国では一部の財貨・サービス（生活必需品？）に軽減税率を適用

⇒低所得者対策？

- ✓ 実態は国内産業保護など

- ✓ 軽減税率でも10%以上の国も...

- 低所得者対策として軽減税率は「効率的」か？



出所:財務省HP

「外食等」の範囲

軽減税率制度の適用対象外となる「外食等」は、以下のもの。

1. 外食：以下の要件を満たすもの

- ① 飲食設備(テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備)のある場所において(場所要件)
- ② 顧客に飲食させるサービス(サービス要件)

2. ケータリング・出張料理等：顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス

※ ただし、有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等は、生活を営む場所において他の形態で食事をとることが困難と考えられることから、「ケータリング・出張料理等」から除く。

軽減税率（「外食等」に当たらない）

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト

そば屋の出前

ピザ屋の宅配

屋台での軽食

(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

寿司屋の「お土産」

コンビニ等の弁当・惣菜

(注) 飲食設備がある場合には、顧客に対して飲食設備での飲食か、持ち帰りか的意思確認をするなどして、軽減税率の適用対象となるかを判定する。

有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等

標準税率（「外食等」に当たる）

1. 外食

牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」

そば屋の「店内飲食」

ピザ屋の「店内飲食」

フードコートでの飲食

寿司屋での「店内飲食」

コンビニ等のイートインコーナーでの飲食

(例) ① 顧客への意思確認により、イートインコーナーで飲食させるものとして提供された食品
② トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品

2. ケータリング・出張料理等

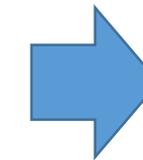
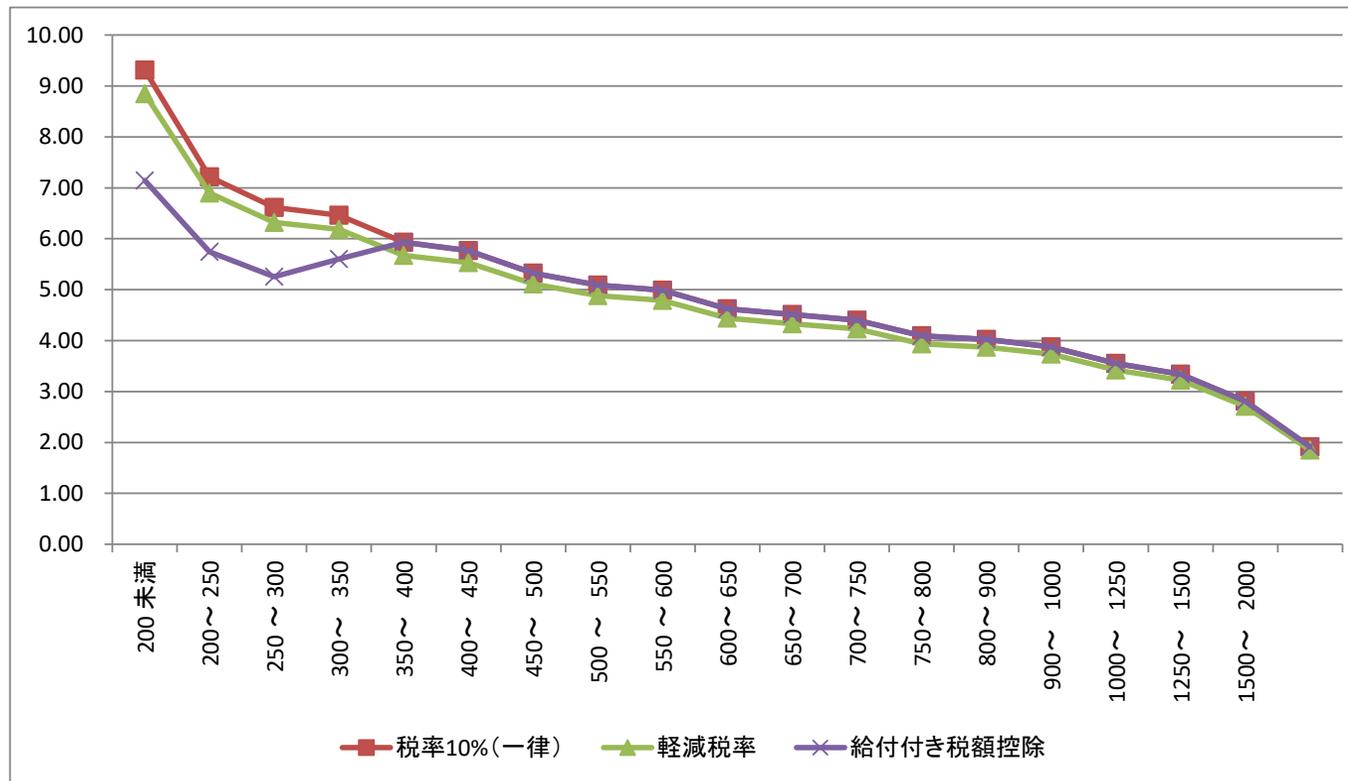
参考：軽減税率

出所：諸外国の付加価値税【2008】

| | |
|--------------------|---|
| 英国 標準税率＝17.5% | ゼロ税率＝食料品 ・ケータリング、レストランでの飲食、 温かい食べ物のテイクアウト は除く。 ・菓子、酒、飲料（水を含む）、ジャガイモ製品、自家用酒製造用パックは標準税率 ・飲料でも茶、ココア、コーヒー、牛乳はゼロ税率 |
| ドイツ 標準税率＝19% | 7%税率＝飲食料品 ・ レストランでの飲食 は除く |
| フランス 標準税率＝19.6% | 税率5.5%＝水（ソフトドリンクを含む）・人用の食料 ・菓子、 植物性脂肪 、チョコレート、キャビア、レストランでの食事を除く。 |
| カナダ 標準税率＝5% | ゼロ税率＝基礎的飲食料品 ・酒、ソフトドリンク、菓子、温められた飲食料品、自動販売機で販売される飲食料品、 レストランでの食事 を除く |

二つの逆進性対策：簡単な試算

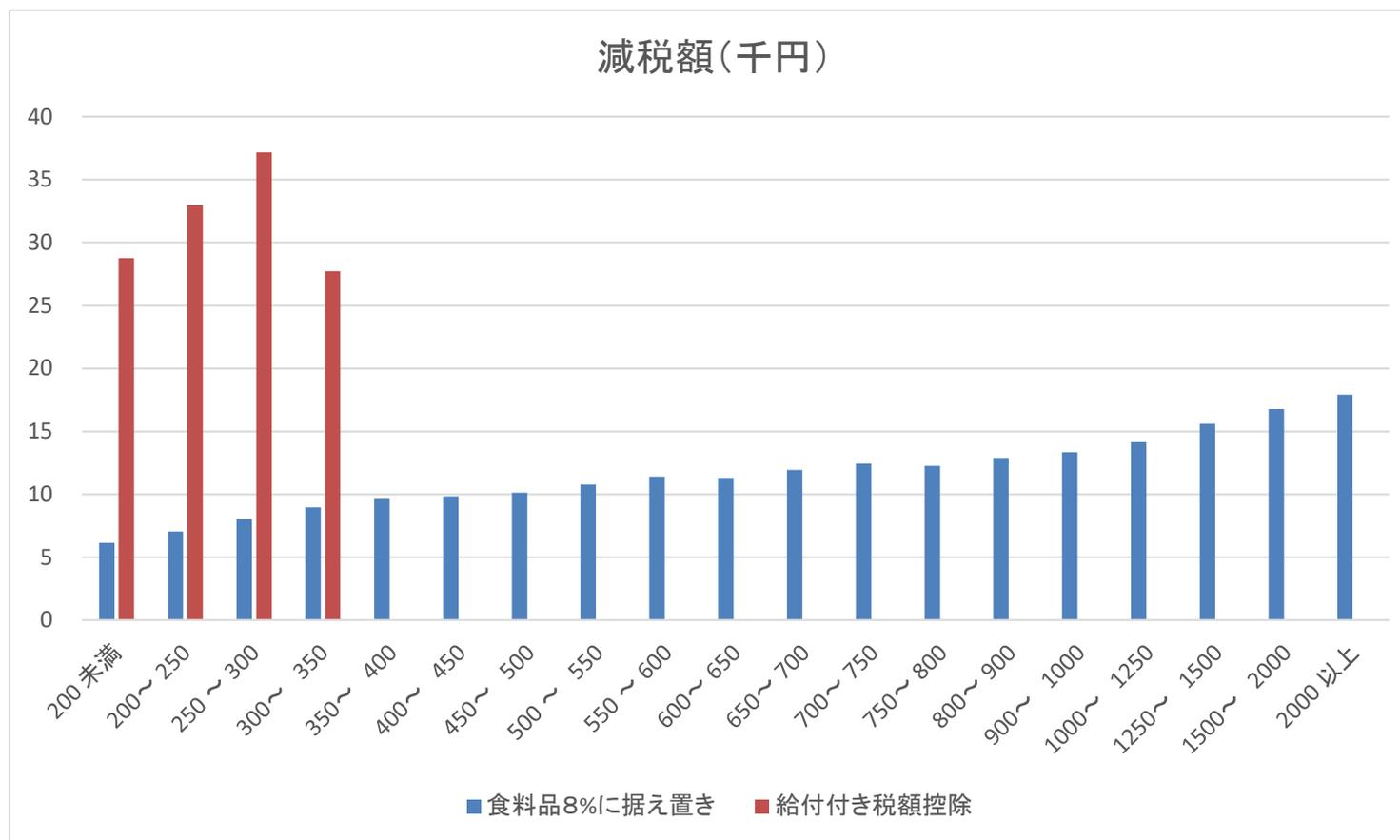
- 減収額＝支出が同じ二つの逆進性対策＝消費税換算0.4%
- 軽減税率＝食料品を税率8%に据え置き
- 給付＝一人2.2万円(世帯収入300万円超は超過額1万円につき7%の比率で減額)



逆進性対策としては
給付の方が効果的

出所：全国消費実態調査(平成21年度)総世帯

二つの逆進性対策：簡単な試算その2



出所：全国消費実態調査(平成21年度)総世帯

注：給付付き税額控除は収入階級別世帯人員違いも反映

参考：公共財としての所得情報（捕捉）

資料2

◆ 所得捕捉の **パラダイムシフト** = 課税のための捕捉に加えて適正な **給付のための所得捕捉**

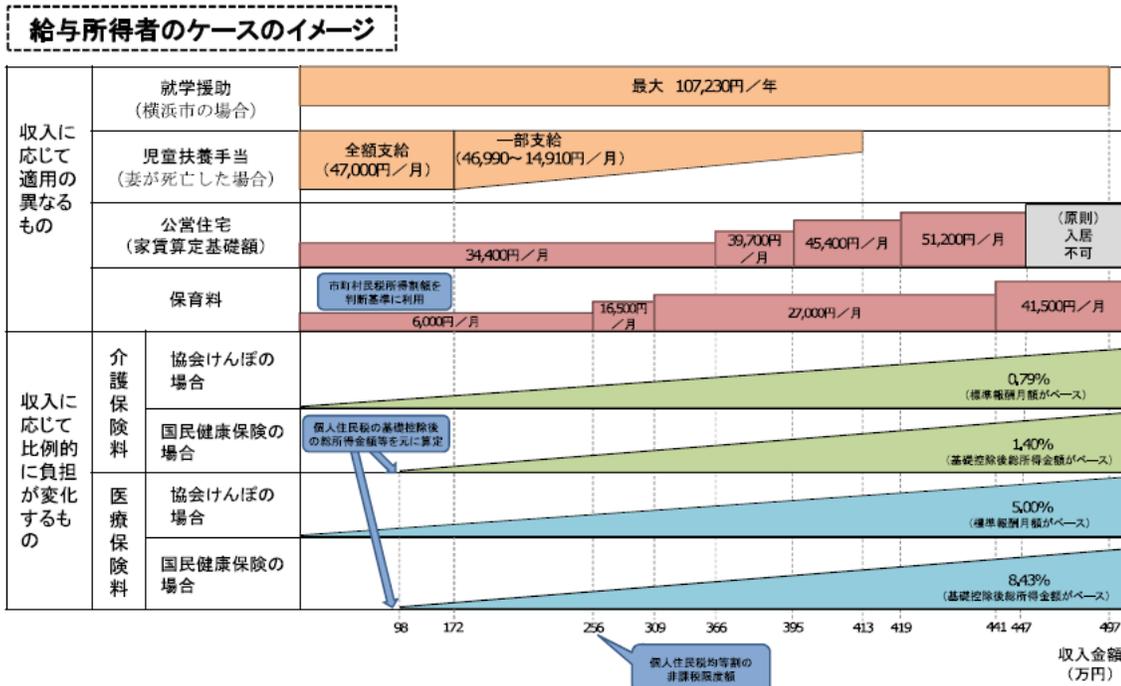
● 課題 = 従前、課税最低限以下の所得については十分に捕捉されていない

✓ 例：簡素な給付措置 = 非課税世帯への一律給付になる

➤ きめ細く、かつ適正な給付を実施するためにも、**低所得者の正しい所得情報**が不可欠

□ 所得情報は課税だけではなく、給付・社会保険料等、他の制度でも活用される「**公共財**」

所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等（1/2）



(注1) 給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。
 (注2) 平成27年4月時点ベースで作成。
 (注3) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合、また、生活保護世帯の場合は0円となる。
 (注4) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。このほか保険料(均等割)(介護分:14,700円/年、医療分:44,700円/年)があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。

出所：政府税制調査会

カナダの租税支出

- 給付はばら撒き？

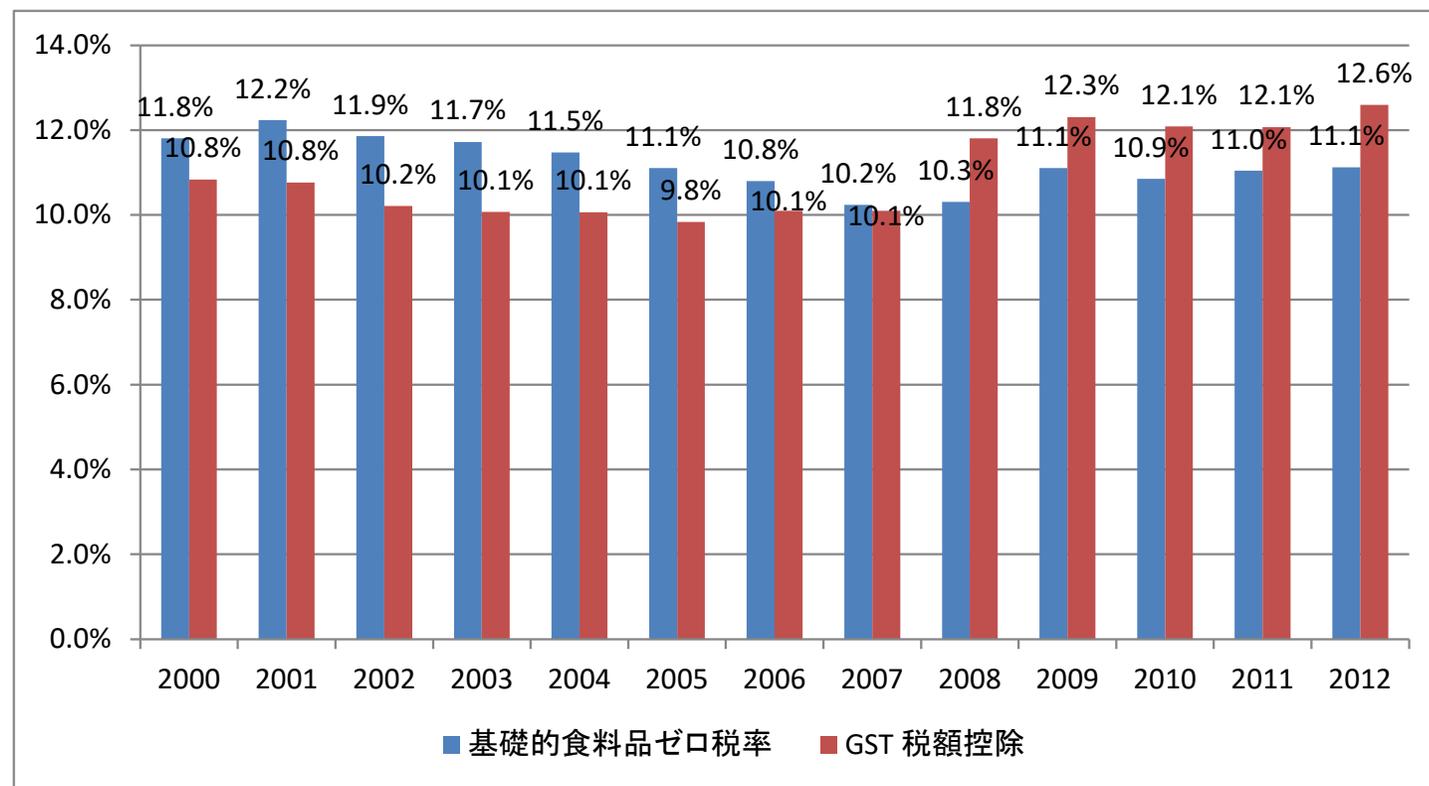
⇒減税＝軽減税率もばら撒き

- 租税支出＝減税の「見える化」

□減税と給付＝支出の等価性の確保

- 見える化で無制限な軽減税率対象の拡大に歯止め

GST税収に対する軽減額(Tax Expenditure)の比率



出所: Tax Expenditures and Evaluations (各年版)

参考：各国の租税支出レポート

図表 各国における租税支出レポート

| 国名 | 目的 | 法的根拠 | 予算（書）との関係 | 対象項目 |
|-----|--------------|-------------------|-----------------------|--|
| 米国 | 税制の改革と赤字の削減 | 1974年議会予算・執行留保統制法 | 予算書の一部（租税支出予算） | （連邦政府）個人所得税、法人所得税、相続・贈与税、社会保障税 |
| 英国 | 税制・予算論議の促進 | 2011年財政法 | 予算書の一部。 | （中央政府）個人所得税、法人所得税、キャピタルゲイン税、国民保険税、VAT他 |
| カナダ | 租税支出コストの情報提供 | なし | 予算への追加的背景情報（租税支出及び評価） | （連邦政府）個人所得税、法人所得税、消費税（GST） |
| 日本 | 租特の適用実態の把握 | 2010年租特透明化法 | 予算審議との関連性はない | （国税）法人税 |

出所：出所表示は渡瀬義男（2008）「租税優遇措置－米国におけるその実態と統制を中心として－」『レファレンス』695号を基に近年の動向を踏まえて作成

消費税批判の悪循環？

